

原告 唯野久子 外1414名

被告 GEジャパン株式会社 外2名

証拠説明書 1

2014年1月30日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭宏 外

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
1	『国会事故調報告 書』	原 本	2012.9.30	東京電力福島 原子力発電所 事故調査委員 会	第一原発の概要、本件原発事故の発生 経緯、原因、本件原子炉等に係る諸問 題等に係る事実。
2	読売新聞	写 し	2011.3.13	読売新聞社	本件原発事故の爆発の画像が新聞の 一面で報道された等の事実。
3	『放射線被ばく による健康影響とリ スク評価』	原 本	2011.11.30	山内知也	放射線の内部被曝によるリスク等に 係る事実。
4	原子力委員会 月報	写 し	1956.12	科学技術庁 原子力局	米国からの強い要求によって、免責条 項を含んだ細目を締結した等の事実。

5			1959.12		原賠法の制定に向けて、①無過失責任、②免責は異例な事由に限定、③責任を集中し、求償権は故意又は重過失がある場合に限定、④損害賠償措置の強制、⑤損害賠償し得ない場合の国の補償、の各項目について答申がなされた等の事実。
6	衆議院会議録 第 31 号		2011.7.8		内閣総理大臣である菅直人氏が「これまでの原子力安全行政が十分でなく、間違っていたということは認めざるを得ない、原子力に関する安全神話が政府にも事業者にもあったことを謙虚に反省すべき」等と述べた等の事実。
7	東日本大震災 復興特別委員会議 録第 14 号	写 し	2011.7.20	独立行政法人 国立印刷局	国会でも一原子力事業者のみに責任を負わせることの不十分さが認識されていた等の事実。
8	東日本大震災復興 特別委員会議録 第 12 号		2011.7.13		参考人から、責任に基づいて費用負担が必要であること、そのために原発メーカーの責任が問われることも考えるべき等が述べられた等の事実。
9	東日本大震災復興 特別委員会議録 第 16 号		2011.7.26		原賠法が本件原発事故ほど大規模の事故を想定していなかったため、原賠法が十分な議論をせずに制定されたことを国会議員が認めている等の事

					実。
10	原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書	写し	2013.2	原子力損害賠償紛争解決センター	ADRセンターによる和解が思うように成立せず、被害者救済が進んでいない等の事実。
11	『科学』1055号	原本	2013.9.1	岩波書店	第一原発1号機は、津波ではなく地震によって損傷した可能性が高いこと等の事実。
12の1	『技術と人間』	写し	1976.6.10	アグネ出版社	ブライデンボーらがアメリカ議会で、マークIの欠陥ないし危険性について証言を行ったこと及びその欠陥の内容等。
12の2			1976.7.10		
12の3			1976.8.10		
12の4			1976.9.10		
13	報告書「Mark-I型格納容器問題について」	写し	1990.1	資源エネルギー庁・原子力発電安全審査課	NRCがマークIの欠陥に対する対策を報告したこと及び日本では対策の必要はないと断じた等の事実。
14	グリーンピース・ジャパン プレスリリース	原本	2013.6.26	国際NGO・グリーンピース・ジャパン	東京電力株主総会において、グリーンピース・ジャパンが株主として、同社に被告らの賠償責任の検証を求める株主提案を提出したが、否決された等の事実。